

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四箇池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成30年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	宮本 欣貞	高松市西植田町2961番地1	平成30年3月31日
〃	遠藤 正則	〃 池田町1328番地	〃
〃	谷川 初男	〃 東植田町810番地1	〃
〃	廣瀬 正利	〃 小村町12番地5	〃
〃	稲井 博	〃 〃 404番地3	〃
〃	宮脇 猛	〃 十川東町1052番地	〃
〃	池内 美都男	〃 十川西町757番地5	〃
〃	真田 國男	〃 由良町326番地1	〃
〃	笠井 芳輝	〃 川島東町1180番地1	〃
〃	淀谷 和幸	〃 〃 649番地1	〃
〃	矢代 正己	〃 下田井町174番地	〃
〃	葛西 勇	〃 東山崎町339番地	〃
〃	國宗 俊孝	〃 元山町491番地	〃
〃	宮井 康富	〃 六条町904番地	〃
〃	森 和輝	〃 木太町3245番地	〃
〃	葛西 浩	〃 〃 4205番地2	〃
監 事	溝渕 弘	〃 東植田町2260番地	〃
〃	一村 久雄	〃 西植田町2133番地	〃
〃	山原 昇	〃 川島本町326番地1	〃
〃	氏部 幸男	〃 春日町323番地1	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	宮本 欣貞	高松市西植田町2961番地1	平成30年4月1日
〃	遠藤 正則	〃 池田町1328番地	〃
〃	谷川 初男	〃 東植田町810番地1	〃
〃	廣瀬 正利	〃 小村町12番地5	〃
〃	稲井 博	〃 〃 404番地3	〃
〃	宮脇 猛	〃 十川東町1052番地	〃
〃	池内 美都男	〃 十川西町757番地5	〃
〃	真田 國男	〃 由良町326番地1	〃
〃	笠井 博	〃 川島本町985番地1	〃
〃	淀谷 和幸	〃 川島東町649番地1	〃

〃	矢代 正己	〃	下田井町174番地	〃
〃	五ノ坪 剛	〃	東山崎町468番地1	〃
〃	熊野 佳孝	〃	元山町43番地	〃
〃	宮井 康富	〃	六条町904番地	〃
〃	森 和輝	〃	木太町3245番地	〃
〃	葛西 浩	〃	〃 4205番地2	〃
監 事	溝渕 弘	〃	東植田町2260番地	〃
〃	一村 久雄	〃	西植田町2133番地	〃
〃	笠井 芳輝	〃	川島東町1180番地1	〃
〃	徳田 英雄	〃	春日町279番地1	〃